

特定外来生物の追加指定に伴う県条例の取扱いについて

- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下「外来生物法」という。)の施行令改正について、平成29年11月27日に公布され、下表のとおり、シリアカヒヨドリ等16種類が新たに特定外来生物に追加されることとなりました。

分類群	種名	施行日
鳥類	シリアカヒヨドリ、ヒゲガビチョウ	平成30年1月15日
昆虫	アカボシゴマダラのうちアカボシゴマダラ奄美亜種以外のもの、 クビアカツヤカミキリ、 アングラートゥスマルバネクワガタ、バラデバマルバネクワガタ、ギガンテウスマルバネクワガタ、カツラマルバネクワガタ、マエダマルバネクワガタ、マキシムスマルバネクワガタ、ペラルマトゥスマルバネクワガタ、サンダースマルバネクワガタ、タナカマルバネクワガタ、ウォーターハウスマルバネクワガタ(マルバネクワガタ属10種)	
魚類	ガー科の全種、ガー科に属する種間の交雑種	平成30年4月1日

- このうち、上表で網掛けしているアカボシゴマダラ、マルバネクワガタ属10種については、本県の「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(以下「県条例」という。)に基づき、平成23年3月から公表移入種としていましたが、より規制の厳しい外来生物法との重複を避けるため、特定外来生物に追加された平成30年1月15日に、条例公表移入種から除外しております。

参考1 特定外来生物及び県条例公表移入種における規制比較表

参考2 特定外来生物一覧

参考3 条例公表移入種一覧

特定外来生物及び県条例公表移入種における規制比較表

	特定外来生物	県条例公表移入種
定義	外来生物法に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される外来生物（海外起源の外来種）	県条例に基づき、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種（国内の他地域から持ち込まれた種を含む）として公表された種
規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼育、栽培、保管及び運搬すること（飼養等）の原則禁止 ・ 輸入することの原則禁止 ・ 野外へ放つ、植える及びまくことの原則禁止 ・ 許可を受けて飼養等する者が、飼養等する許可を持っていない者に対して譲渡し、引渡しなどをするものの禁止。販売することの禁止。 ・ 許可を受けて飼養等する場合、特定外来生物ごとにあらかじめ定められた特定飼養等施設内のみで飼養等を、実施 	<p>生きている個体をみだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくことの禁止</p>
罰則	<p>上記規制に違反した場合は、罰則の適用あり</p> <p style="font-size: 2em;">（</p> <p style="padding-left: 2em;">販売目的で許可なく飼養等をした場合は 個人：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金 法人：1億円以下の罰金</p> <p style="font-size: 2em;">）</p>	—

特定外来生物一覧 (132 種→148 種)

哺乳類 (25 種類)	フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、 タイワンザルとニホンザルの交雑種、アカゲザルとニホンザルの交雑種、 <u>ヌートリア</u> 、 クリハラリス (タイワンリス)、フィンレイソンリス、タイリクモモンガ (エゾモモンガを除く)、 トウブハイイロリス、キタリス (エゾリスを除く)、マスカラット、 <u>アライグマ</u> 、 カニクイアライグマ、アメリカミンク、フィリマンゲース、ジャワマンゲース、 シママンゲース、アキシスジカ属、シカ属 (ホンシュウジカ等の日本在来種を除く)、 ダマシカ属、シフゾウ、キョン
鳥類 (5 種類→ 7 種類)	カナダガン、 <u>ガビチョウ</u> 、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、 <u>ソウシチョウ</u> <u>シリアカヒヨドリ</u> 、ヒゲガビチョウ (H30. 1. 15追加)
は虫類 (21 種類)	<u>カミツキガメ</u> 、 <u>ハナガメ</u> (タイワンハナガメ)、 <u>ハナガメとニホンイシガメの交雑種</u> 、 <u>ハナガメとミナミイシガメの交雑種</u> 、 <u>ハナガメとクサガメの交雑種</u> 、 スウィンホーキノボリトカゲ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、 アノリス・アングスティケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、 アノリス・ホモレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、 マングローブヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、 タイワンハブ
両生類 (15 種類)	コキーコヤスガエル、ジョンストンコヤスガエル、オンシツガエル、アジアジムグリガエル、プレー ンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、 テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、ヘリグロヒキガエル、 キューバズツキガエル (キューバアマガエル)、 <u>ウシガエル</u> 、シロアゴガエル
魚類 (24 種類→ 26 種類)	オオタナゴ、コウライギギ、 <u>チャネルキャットフィッシュ</u> 、 <u>ブラウンブルヘッド</u> 、 <u>フラットヘッドキャットフィッシュ</u> 、 <u>ヨーロッパナマズ</u> (ヨーロッパオオナマズ)、 カワカマス科、カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物、 <u>カダヤシ</u> 、 ガンブスィア・ホルプロオキ、 <u>ブルーギル</u> 、 <u>コクチバス</u> 、 <u>オオクチバス</u> 、ラウンドゴビー、 ナイルパーチ、ホワイトパーチ、ストライプトバス、ホワイトバス、 ストライプトバスとホワイトバスの交雑種、ラッフ、ヨーロッパアンパーチ、パイクパーチ、 ケツギョ、コウライケツギョ <u>ガー科の全種</u> 、 <u>ガー科に属する種間の交雑種</u> (H30. 4. 1 追加)
クモ・ サソリ類 (7 種類)	キョクトウサソリ科、 <u>ジョウゴグモ科の 2 属</u> (<i>Atrax</i> 属、 <i>Hadronyche</i> 属)、 イトグモ属の 3 種 (<i>L. reclusa</i> 、 <i>L. laeta</i> 、 <i>L. gaucho</i>)、 <u>ゴケグモ属</u> (アカオビゴケグモを除く)
甲殻類 (5 種類)	ザリガニ類の 2 属と 2 種 (<i>Astacus</i> 属、 <u>ウチダザリガニ</u> ／ <u>タンカイザリガニ</u> (シグナルクレイフィッ シュ)、 <u>ラスティークレイフィッシュ</u> 、 <i>Cherax</i> 属)、モクズガニ属 (モクズガニを除く)
昆虫類 (9 種類→ 21 種類)	テナガコガネ属 (ヤンバルテナガコガネを除く)、クモテナガコガネ属、ヒメテナガコガネ属、 セイヨウオオマルハナバチ、 <u>ヒアリ</u> 、 <u>アカカミアリ</u> 、 <u>アルゼンチンアリ</u> 、コカミアリ、 ツマアカスズメバチ <u>アカボシゴマダラ</u> (奄美亜種を除く)、 <u>クビアカツヤカミキリ</u> 、 <u>アングラートウスマルバネクワガ</u> <u>タ</u> 、 <u>バラデバマルバネクワガタ</u> 、 <u>ギガンテウスマルバネクワガタ</u> 、 <u>カツラマルバネクワガタ</u> 、 <u>マエ</u> <u>ダマルバネクワガタ</u> 、 <u>マキシムスマルバネクワガタ</u> 、 <u>ペラルマトゥスマルバネクワガタ</u> 、 <u>サンダースマルバネクワガタ</u> 、 <u>タナカマルバネクワガタ</u> 、 <u>ウォーターハウスマルバネクワガタ</u> (H30. 1. 15 追加)
軟体動物等 (5 種類)	カワヒバリガイ属、クワツガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ (オカヒタチオビ)、 ニューギニアヤリガタリクズムシ
植物 (16 種類)	<u>オオキンケイギク</u> 、 <u>ミスヒマワリ</u> 、 <u>ツルヒヨドリ</u> 、 <u>オオハンゴンソウ</u> 、 <u>ナルトサウギク</u> 、 <u>オオカワチシャ</u> 、 <u>ナガエツルノゲイトウ</u> 、 <u>ブラジルチドメグサ</u> 、 <u>アレチウリ</u> 、 <u>ナガエモウセンゴケ</u> 、 <u>オオフサモ</u> 、 <u>ルドウィギア・グランディフロラ</u> (オオバナミズキンバイ等)、 <u>ビーチグラス</u> 、 <u>スバルティナ属</u> (※ヒガタアシを含む)、 <u>ボタンウキクサ</u> 、 <u>アゾラ・クリスタータ</u>
合計	148 種類 (内訳・動物 132 種類、植物 16 種類)

は平成 29 年 11 月現在、愛知県内での生息・生育情報がある種類

条例公表移入種一覧（28 種→27 種）

種類	動植物名	種類	動植物名
哺乳類 (1 種)	ハクビシン	維管束 植物 (12 種)	スイレン属 ^{※3}
	鳥類 (1 種)		コブハクチョウ
爬虫類 (2 種)	アカミミガメ		ハビコリハコベ (園芸名：グロッソスティグマ)
	ワニガメ		ナガバオモダカ
魚類 (3 種)	オヤニラミ		キショウブ
	カラドジョウ		トウネズミモチ
	ナイルティラピア		タカネマツムシソウ
甲殻類 (2 種)	チチュウカイミドリガニ		ポンポンアザミ
	タテジマフジツボ種群 ^{※1} (タテジマフジツボ、アメリカフジツボ、ヨーロッパフジツボ)		ノハカタカラクサ
貝類 (3 種)	スクミリンゴガイ (ジャンボタニシ)		モウソウチク
	ホンビノスガイ		アツバキミガヨラン
	サキグロタマツメタ		ウチワサボテン属
昆虫類 (4 種→ 3 種)	アカボシゴマダラ (H30. 1. 15 削除)		
	クワガタムシ科 ^{※2}		
	タイワンタケクマバチ		
	ホソオチョウ		

※1 これらは分類上近縁で形態的にもよく似ていることから、タテジマフジツボ種群として1種にまとめて取り扱う。

※2 以下の種を除く。

① 県内在来の種または亜種

ミヤマツヤハダクワガタ、マダラクワガタ、チビクワガタ、ルリクワガタ、トウカイコルリクワガタ、ミヤマクワガタ、オニクワガタ、ノコギリクワガタ、ヒメオオクワガタ、アカアシクワガタ、コクワガタ、スジクワガタ、ヒラタクワガタ、オオクワガタ、ネブトクワガタ

② 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物

(H30. 1. 15 追加)

アングラートゥスマルバネクワガタ、バラデバマルバネクワガタ、ギガンテウスマルバネクワガタ、カツラマルバネクワガタ、マエダマルバネクワガタ、マキシムスマルバネクワガタ、ペラルマトゥスマルバネクワガタ、サンダースマルバネクワガタ、タナカマルバネクワガタ、ウォーターハウスマルバネクワガタ

※3 県内在来種であるヒツジグサを除く。